



立川市第5次文化振興計画

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度



令和7（2025）年
立川市

目次

第1章	計画の概要	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画の期間	3
第4節	対象と役割分担	3
第2章	計画を取り巻く状況	4
第1節	文化芸術にかかる国・東京都の動向	4
1.	文化芸術基本法の改正	4
2.	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	4
3.	文化財保護法の改正	4
4.	文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律	4
5.	東京都の動向	4
第2節	本市の状況等	5
1.	文化芸術分野における本市のあゆみ	5
2.	立川市第5次長期総合計画	6
第3節	第4次計画の評価と主な課題	7
1.	第4次計画の評価	7
2.	主な課題	8
第3章	本計画の基本的な考え方と体系	9
第1節	本計画の基本的な考え方	9
1.	本計画の目的	9
2.	文化芸術とウェルビーイング	9
第2節	計画の体系	10
第3節	重点手法	11
1.	デジタルテクノロジーの活用	11
2.	多様な主体との連携	11
3.	地域文化振興財団との連携強化	11
第4章	取組方針と具体的な取組	13
取組方針1	ふれる、たのしむ	13
取組方針2	はぐくむ、ささえる	15
取組方針3	つたえる、とどける	17
取組方針4	つながる、ひろがる	19
第5章	計画の推進について	21
第1節	成果指標	21
第2節	計画の進行管理・評価の体制	21
第3節	計画の推進体制	21
第4節	計画や取組の周知	21

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

本市では、文化に関する最初の計画として平成7（1995）年度に「立川市文化振興計画（計画期間：平成8（1996）年度から平成22（2010）年度の15年間）」を策定しました。この計画は、文化に関連する100のアクションプログラム（実施項目）で成り立っており、その対象範囲は、福祉、環境、都市整備、教育、産業と行政全般にわたるものでした。

平成16（2004）年12月には、先進的な取組として「立川市文化芸術のまちづくり条例」（以下「文化芸術条例」という。）を制定し、文化振興の目的や基本指針を明文化しました。文化芸術条例では、市や市民の役割を定め、市の役割として、文化芸術の振興を図るための施策を総合的かつ効果的に推進することとし、公益財団法人立川市地域文化振興財団（以下「地域文化振興財団」という。）に文化芸術振興の中心的役割を求めることを謳っています。

平成23（2011）年度から平成26（2014）年度にかけては、対象を文化芸術に絞った分野別の実施計画として「立川市新文化振興計画」を策定しました。以後、「立川市第3次文化振興計画」、「立川市第4次文化振興計画」（以下「第4次計画」という。）と更新を重ねながら、さらなる文化芸術振興施策の推進に努めてきました。

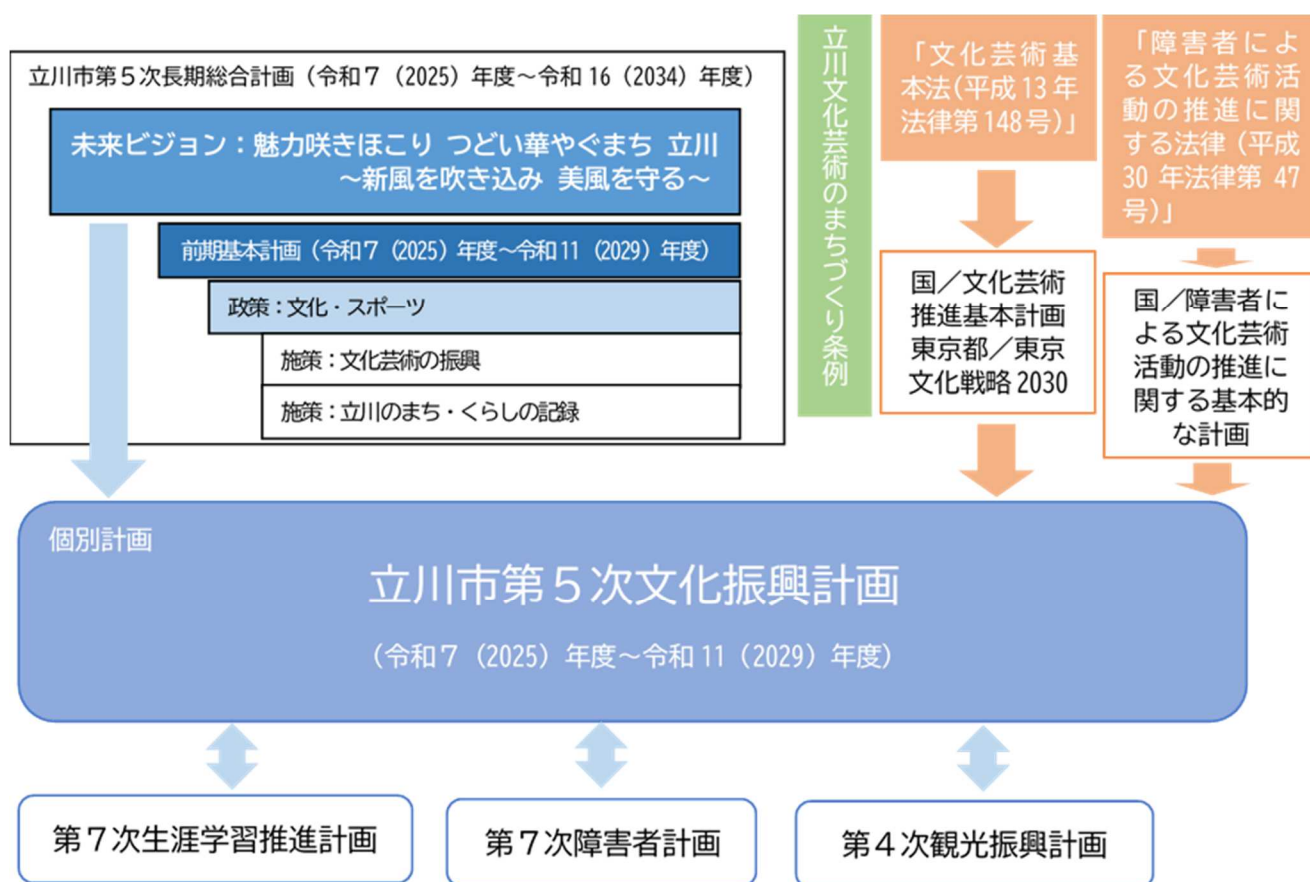
この度、第4次計画の最終年度を迎えることから、社会状況の変化や国・東京都の動向、本市の取組など、文化芸術を取り巻く状況の変化等を踏まえて見直しを行い、令和7（2025）年度から5年間を計画期間とする「立川市第5次文化振興計画」（以下「本計画」という。）を策定し、引き続き文化芸術振興施策を推進していきます。

第2節 計画の位置づけ

本計画は文化芸術条例第4条に基づき、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定する計画であるとともに、立川市第5次長期総合計画の前期基本計画における文化芸術分野を推進するためのものです。

また、本計画は文化芸術基本法に基づく「地方文化芸術推進基本計画」および、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」としても位置付けます。

さらに、本計画は、「第7次生涯学習推進計画」、「第7次障害者計画」、「第4次観光振興計画」などの関連する計画と整合・連携を図ります。



第3節 計画の期間

本計画の対象期間は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。なお、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて本計画の内容を見直します。

令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)
立川市第5次長期総合計画 基本構想									
立川市第5次長期総合計画 前期基本計画					立川市第5次長期総合計画 後期基本計画				
立川市第5次文化振興計画					立川市第6次文化振興計画				

第4節 対象と役割分担

各主体が連携・協働して文化芸術の振興に取り組んでいくにあたり、文化芸術条例と前期基本計画に基づき、それぞれが果たすべき主な役割について、以下のとおり分担します。

主体	役割
市民等 (市民、文化団体、 教育機関、企業等)	● 自らが文化芸術の担い手であることを自覚し、その活力と創意を生かし、文化芸術の振興に努めます。 ● 伝統的文化を大切に保存し、守っていく意識を継承します。 ● 文化芸術活動を支援し、機会の提供および情報発信に努めます。 ● 文化芸術活動に積極的に参加し、心豊かに生活します。 ● 地域の文化や文化財に関心を持ち、その振興に努めます。
立川市	● 広く市民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することのできる環境の整備を図り、市民の誰もが主体的に活動できる文化とやさしさのあるまちづくりの推進に努めます。
公益財団法人 立川市地域文化 振興財団	● 芸術性の高い舞台公演など市民の芸術鑑賞機会の提供、市民からの文化芸術に関する総合相談受付、子どもたちの感性を育む事業の実施や文化芸術の情報発信など、文化芸術にかかわる事業・支援等を幅広く展開し、文化芸術振興の中心的役割を担います。
立川文化芸術の まちづくり協議会	● 文化芸術の育つ環境づくりを主たる目的とし、文化芸術振興の支援機関として情報発信、人材育成等の文化芸術活動の支援を行うことを通して文化振興に寄与します。

第2章 計画を取り巻く状況

第1節 文化芸術にかかる国・東京都の動向

1. 文化芸術基本法の改正

国は、平成 29（2017）年 6 月に、「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改正し、翌年 3 月に「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」を策定しました。令和 5（2023）年 3 月には、令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度を計画期間とする、「文化芸術推進基本計画（第 2 期）」を策定しました。第 2 期基本計画の重点取組として、ポストコロナの文化芸術活動の推進、次代を担う子どもたちの育成、多様性を尊重した文化芸術の振興などが掲げられています。

2. 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成 30（2018）年 6 月には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進」を目的として、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）」が施行されました。令和 5（2023）年 3 月には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第 2 期）」が策定され、鑑賞・創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保、相談体制の整備など 11 の施策が掲げられています。

3. 文化財保護法の改正

平成 30（2018）年に、過疎化や少子化、高齢化などの社会変化を背景に、文化財の滅失・散逸を防ぐ緊急課題に対応するため、「文化財保護法」が改正されました。未指定の有形・無形文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域全体で保存・活用を進める体制を整備することを目指しています。また、地方の文化財保護行政の推進力強化も図られています。

4. 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律

令和 2（2020）年 5 月に文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的に、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（「文化観光推進法」）が施行され、地域の文化施設の機能強化を図ることとしています。

5. 東京都の動向

東京都は、令和 4（2022）年 3 月に、「東京文化戦略 2030（令和 4 年度～令和 12 年度）」を策定しました。2040 年代における東京のあるべき姿を描き、東京都の文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示しています。4 つの戦略（①誰もが芸術文化に身近に触れられる環境を整え、人々の幸せに寄与すること、②芸術文化の力で、人々に喜び、感動、新たな価値の発見をもたらすこと、③国内外のアートシーンの中心として、世界を魅了する創造性を生み出すこと、④アーティストや芸術文化団体等が継続的に活動できるしくみをつくること）を掲げ、芸

術文化をととして新たな価値を発見し、持続可能なしくみをつくることで、東京が躍動感や期待感にあふれ、都市としての国際的な魅力の向上や成長につなげていくこととしています。

第2節 本市の状況等

1. 文化芸術分野における本市のあゆみ

本市では、令和6（2024）年10月に30周年を迎えたパブリックアート「ファーレ立川アート」の109点の作品群を「まち全体が美術館」構想の中核と位置づけ、維持管理や周知活動に取り組んできました。これらの作品は世界的にも非常に価値のある貴重なアート作品群であり、今後も市民や愛好者とともに、素晴らしさを広く発信して守り伝えていかなければなりません。

平成21（2009）年12月には、文化芸術条例の理念に基づき、文化芸術振興の支援機関として「立川文化芸術のまちづくり協議会」が設立されました。協議会は、市民団体や有識者、企業、行政等の多様な会員で構成されており、官民一体となり文化とやさしさのあるまちづくりを進めています。

平成24（2012）年12月に旧庁舎跡施設が「子ども未来センター」として生まれ変わり、平成26（2014）年1月に「たましん RISURU ホール(立川市市民会館)」がリニューアルオープンするなど、文化芸術に触れ参加する文化拠点施設の整備も進みました。平成27（2015）年度には旧多摩川小学校跡施設を活用した「たちかわ創造舎」がオープン、令和2（2020）年度には都市軸沿道まちづくりの最後の区画に「GREEN SPRINGS」が開業し、多摩地区最大規模となる約2,500席のホール「立川ステージガーデン」や「たましん美術館」がオープンするなど、文化芸術を振興する環境は、充実されていく方向にあります。

市民による文化芸術活動も活発化・多様化し、多くの人々の出会いと交流が生まれています。平成27（2015）年には、障害者が制作したアート作品に多くの人々が触れることで、障害者や広く福祉について考え、より身近に感じてもらうことを目的として、アール・ブリュット立川実行委員会が「アール・ブリュット立川2015」を伊勢丹立川店で開催しました。その後も毎年、市内各所でアール・ブリュット作品の展示を行い、その魅力を多くの人に伝えています。立川駅西地下道、東地下道アート化事業においても、アール・ブリュット作家による作品が壁画を彩り、障害の有無を超えた交流の機会を生み出しています。また、文化芸術作品の鑑賞にとどまらず、60年を超える歴史を有する市民文化祭、たちかわ演劇祭、立川いったい音楽まつり等、市民自ら企画・創造し発信する事業が数多く展開されています。地域文化振興財団が主催する小学校訪問事業やキッズワークショップをはじめ、アーティストとの協働型事業も増えてきました。

一方で、昨今、文化遺産については、市内に残されている貴重な資料が急速に失われており、歴史的な資料の保存・継承が喫緊の課題となっており、市民共有の財産である歴史的資料

を後世に伝えるため、文化財の指定によって保護を図るとともに、所有者へ支援を行っています。また、市の歴史や文化に関する資料を収集・整理・調査し、その成果を歴史民俗資料館や古民家園での展示や講座、体験学習等を通じて伝統文化の継承・普及を進めています。

まちの歴史を記録した「立川市史」は刊行後約 50 年が経過しました。この間、街並みは大きく変遷し、新たな学術的成果も積み重ねられていることから「新編 立川市史」の編さんに取り組んでいます。先人たちが築いてきた立川の歴史を明らかにすることで、郷土への理解と愛着を深め、今後のまちづくりの一助とします。

2. 立川市第5次長期総合計画

本市は令和 7（2025）年度から 10 年間の市政運営の指針となる「立川市第 5 次長期総合計画」を策定しました。めざすまちづくりの「未来ビジョン」として「魅力咲きほこり つどい華やぐまち 立川～新風を吹き込み 美風を守る～」を掲げています。この未来ビジョンを実現するため、13 の政策と政策を実現するためのまちづくりの課題として 61 の施策に体系化し、施策の目的や方針、目標を明らかにし、豊かな市民生活の実現と地域の発展を目指し、市民や地域団体、事業者等の様々な主体が協働し、未来につながるまちづくりを進めていくこととしています。



▲ファールレ立川アート
(ジャン＝ピエール・レイノー
「オープンカフェテラス」)



▲東地下道アート化事業



▲子ども未来センター



▲たましん RISURU ホール

第3節 第4次計画の評価と主な課題

1. 第4次計画の評価

第4次計画では、本市の文化芸術振興の到達目標を「文化芸術ではぐくむ だれもが楽しめるまち」と定め、到達目標を達成するため4つの「取組方針」と、取組方針に基づく7つの「実施項目」を定めて具体的な取組を進めました。また、取組方針ごとに成果指標を設定し、計画全体として14の成果指標を定めました。

評価にあたっては、計画期間である令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までの成果指標の達成状況を把握しました。

	成果指標	基準値 平成25年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	目標値 令和6年度末
ふれる・たのしむ	日ごろから文化芸術に触れる機会があると思う市民の割合	38.4%	41.4%	44.5%	48.2%	50.3%	52.0%
	財団が展開する文化芸術事業への来場者数	47,500人	17,453人	37,628人	37,673人	65,478人	81,000人
	たましんRISURUホールと子ども未来センターの来場者数	701,044人	274,664人	373,521人	516,257人	561,473人	830,000人
	市民文化祭、地域学習館まつり来場者数	30,807人	3,452人	5,357人	15,229人	18,660人	35,000人
はぐくむ・ささえる	財団が展開する子ども対象事業と子ども未来センターの文化芸術支援事業の参加者数	2,999人	5,403人	7,129人	6,870人	7,002人	10,000人
	文化芸術活動ボランティア登録者数	101人	144人	149人	151人	230人	160人
	財団が展開する事業のうち学生による公演数(累積)	35回	157回	164回	172回	182回	260回
	文化芸術のまちづくり補助金補助対象事業数(累積)	36事業	77事業	85事業	95事業	100事業	100事業
つたえる・とどける	ファーレ立川アートツアー参加者数	1,811人	1,798人	2,081人	2,331人	2,218人	2,700人
	ファーレ立川アート管理委員会ホームページアクセス数(年間)	11,619	40,022	33,040	47,457	42,830	35,000
	立川市地域文化振興財団ホームページアクセス数(年間)	181,609	70,637	88,091	156,157	218,226	165,000
	歴史民俗資料館収集資料点数	13,119点	17,466点	17,988点	18,348点	18,642点	17,200点
つなげる・ひろげる	立川いったい音楽まつり応募団体数	126団体	457団体	288団体	401団体	491団体	500団体
	まちづくり協議会ホームページアクセス数(年間)	3,411	9,832	10,648	13,224	11,849	10,000

令和5(2023)年度末時点で、14の成果指標のうち6つの指標で目標値を達成していますが、「財団が展開する文化芸術事業への来場者数」、「たましんRISURUホールと子ども未来センターの来場者数」といった指標では、計画期間の初年度である令和2(2020)年度に基準値を大きく下回りました。その後の推移としては回復傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による各種イベントの開催制限や公共施設の休業要請、収容定員、時間制限等の影響により、文化芸術に親しむ機会が大きく減少したことがうかがえます。

一方で、「ファーレ立川アート管理委員会ホームページへのアクセス数」、「まちづくり協議会ホームページアクセス数」といった指標は、基準値を大きく上回っており、行動制限があるなかでも、ウェブサイトなどがオンライン上で文化芸術に触れる機会を提供する役割を果たしていたことがうかがえます。

また、行動制限が長期化するにつれ、アーティストや市民団体が文化芸術活動を継続していくための支援が課題となりました。成果指標には現れていませんが、令和3（2021）、4（2022）年度は、コロナ禍により文化芸術活動を自粛、縮小せざるを得なくなった市民団体に対し、「文化芸術活動臨時支援金」の交付を行い、活動の継続等を下支えしました。

令和5（2023）年5月には新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類感染症に移行し、感染対策は個人や事業者の主体的な選択に委ねられるなど、徐々に普通の生活が取り戻されていくのに伴い、文化・芸術を取り巻く状況も少しずつコロナ禍前に戻りつつあります。今後は、コロナ禍における活動の停滞を取り戻すとともに、人々が行動変容を余儀なくされるような事態が起きても、身近に文化芸術に触れることができる環境の整備が必要です。

2. 主な課題

計画の評価を踏まえ、本市の今後の施策の方向性を明らかにするため、主な課題を次のとおり抽出・整理しました。

- ① 文化芸術に触れることが市民のウェルビーイングの向上につながるという視点から、誰もが文化芸術に気軽に触れられる環境を引き続き整備していく必要がある。
- ② 市内のアーティストや文化芸術活動の担い手を支える基盤整備が必要である。
- ③ 立川市史編さんに伴い収集した資料等の保存や活用方法の検討が必要である。
- ④ 文化芸術に携わる団体同士が連携・交流するためのプラットフォームづくりが必要である。

ウェルビーイング（Well-being）とは

日本語において、明確な訳語は存在しないが、厚生労働省によれば、ウェルビーイングとは「個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する」概念とされている。

1946年に採択され、1948年に発効されたWHO（世界保健機関）憲章の中において「健康」を定義する際に、「病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた Well-being 状態にあること」と用いたことから広まったとされる。

また、2015年の国連総会で採択されたSDGsの宣言文に「身体的・精神的・社会的にウェルビーイングな社会」を目指すと明記され、さらにWHOは2021年にウェルビーイングを「健康と同じように日常生活の一要素」と紹介している。

東京都が策定した「東京文化戦略2030」においては、「身体的な健康だけでなく、精神面、社会面を含めた全てにおいて良好な状態のこと」と定義している。

第3章 本計画の基本的な考え方と体系

第1節 本計画の基本的な考え方

1. 本計画の目的

文化芸術条例に掲げる理念と、第5次長期総合計画に定める未来ビジョンを踏まえ、「だれもが身近に文化芸術に触れることができる、多様な文化芸術活動を支援します」を本計画の策定目的と定めます。

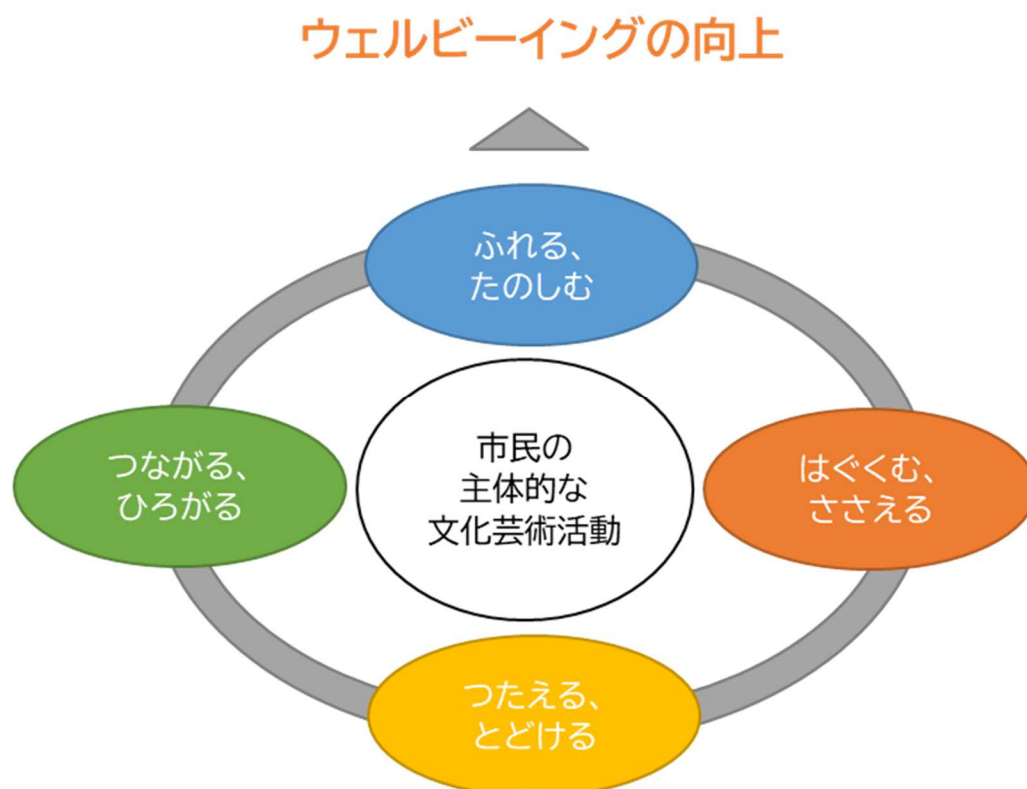
また、文化芸術に触れ、楽しみ、自ら創造・発信する市民の主体的な活動を応援することにより、文化芸術が暮らしの中にも浸透し、市民のウェルビーイングと地域の活力が相乗的に高まる好循環を創出する社会を目指します。

2. 文化芸術とウェルビーイング

文化庁による報告書「文化に関する世論調査 ―ウェルビーイングと文化芸術活動の関連」(文化庁地域文化創生本部、令和4(2022)年3月)では、文化芸術に触れることが、人々の生きがいや社会的つながり(ユーダイモア)と一定関係があることを見出しています。

報告書では、調査の結果「現在の日本社会においては、どのような人たちにおいても、文化芸術は感情を動かし、人生の意義を感じる上で、広く重要視されるものであり、多くの人の生活の中に取り入れられるべきものではないか」と結論づけられています。

本市においても、誰もが身近に文化芸術に触れることができる環境を整備することが、市民のウェルビーイングの向上に資するということを基本的な考え方としています。



第2節 計画の体系

本計画の策定目的を達成するため、今後の一層の文化芸術振興を図る4つの取組方針と、取組方針に基づく取組施策を定め、具体的な取組を進めていきます。

取組方針		取組施策		具体的な取組	
1	ふれる、たのしむ	1	だれもが身近に文化芸術に触れ、親しむことができる機会を充実する	1	地域における文化芸術活動の支援
				2	文化芸術イベントの開催
				3	市内公共施設や公共スペースの活用
				4	民間施設の文化芸術活動への活用推進
				5	子ども対象文化芸術事業の充実
				6	学生・若者・障害者等の文化芸術活動への参加促進
2	はぐくむ、ささえる	2	アーティストやボランティアなど文化芸術活動のづくり手や支え手を支援し、持続的に活動できるしくみをつくる	1	文化芸術を支える人材・ボランティアの育成
				2	アーティスト・文化芸術団体等の支援
				3	文化芸術活動の相談・支援体制の強化
3	つたえる、とどける	3	地域での文化芸術活動を広く発信し、その魅力を伝える	1	文化芸術資源を生かしたシティプロモーションの展開
				2	効果的な情報発信
		4	地域の文化財・伝統文化を保存し、次世代に伝える	1	文化財・伝統文化の継承、市史の編さん
				2	文化財・市史編さん資料の保存・活用方法の検討
4	つながる、ひろがる	5	文化芸術活動にかかわる地域の団体、資源のネットワークを広げ、相互の連携を支援する	1	多様な主体や他の分野との連携・交流の促進
				2	文化芸術にかかわる情報のプラットフォームづくり
				3	文化芸術コーディネーター（仮称）の検討

第3節 重点手法

4つの取組方針を実行していくために、すべての取組において以下の手法を重視していきます。

1. デジタルテクノロジーの活用

デジタルテクノロジーを効果的に活用することによって、文化資源の有効活用がより一層促進されるとともに、多様な表現活動や鑑賞方法が普及するなど、文化芸術体験の可能性が広がることが期待されます。デジタル媒体による市史編さんの成果等の情報発信や、オンラインでの鑑賞機会の創出など、誰でも身近に文化芸術に親しめる環境づくりに取り組めます。

2. 多様な主体との連携

本計画を着実に推進していくためには、市民、地域の文化芸術活動団体、アーティスト、商店街、NPO、民間の事業者、大学等の教育・研究機関、さらに文化芸術に関心を持つ様々な人々と連携・協働して取り組むことが重要です。

本市は、これまでも様々な団体や関係機関等と連携を図りながら文化芸術振興の取組を進めてきましたが、今後も本計画の基本的な考え方を共有しながら、多様な主体と連携を図ることで、文化芸術施策の充実に取り組めます。

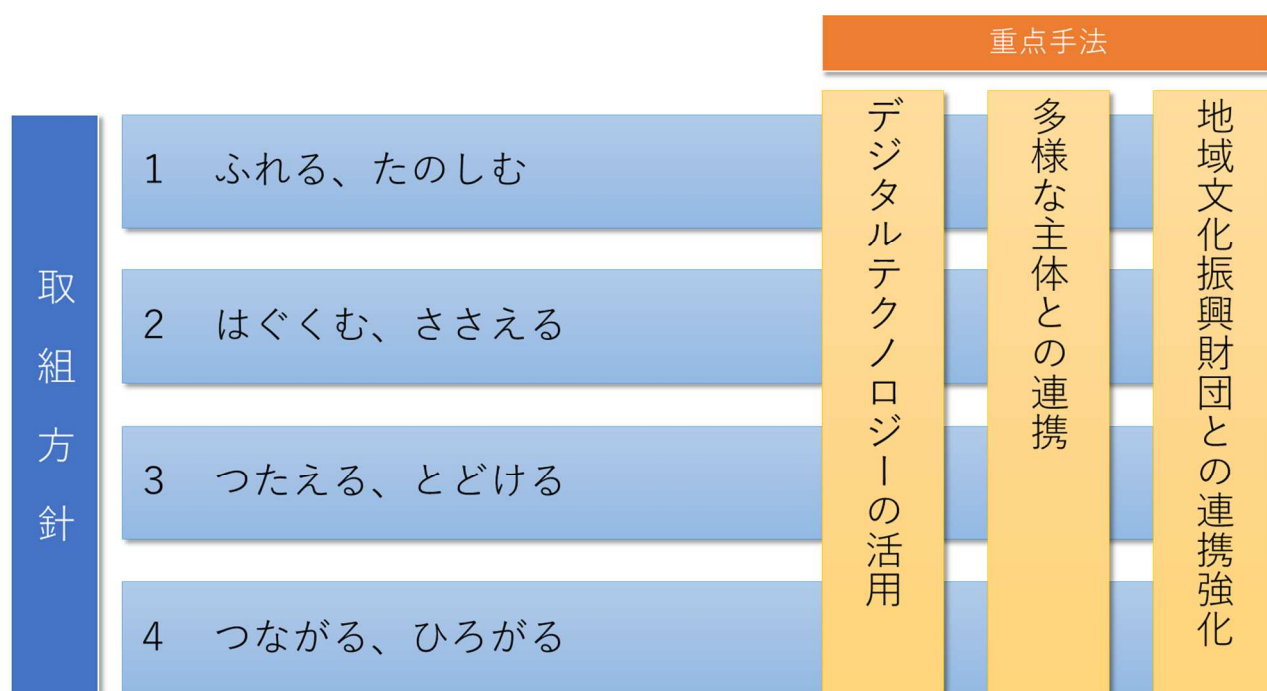
3. 地域文化振興財団との連携強化

地域文化振興財団は、文化芸術の振興に関する事業を推進し、地域社会の発展及び健康で豊かな市民生活の形成に寄与することを目的に、昭和63（1988）年4月18日に設立されました。平成23（2011）年4月には公益財団法人となり、文化芸術に関する活動の幅を広げています。

文化芸術条例では、本市の文化芸術の振興の中心的役割を地域文化振興財団に求めるとしています。

本計画の4つの取組方針「ふれる、たのしむ」「はぐくむ、ささえる」「つたえる、とどける」「つながる、ひろがる」に基づく具体的な取組を、地域文化振興財団の総合力、専門能力を生かしながら、更なる連携強化を図り、推進していきます。

< 4つの取組方針と重点手法のイメージ図 >



第4章 取組方針と具体的な取組

取組方針1 ふれる、たのしむ

一人ひとりが文化芸術に触れ、創造活動に参加し、楽しさや感動を得ることは、精神的な安らぎや生きる喜びとなり、心豊かな暮らしを実現する上で大切なものです。

本市はこれまで、市内公共施設を中心に地域における文化芸術活動を支援するとともに、多岐にわたる文化芸術イベントを開催し、市民一人ひとりが暮らしの中で日常的にアート作品や音楽などの文化芸術に触れることができる場や機会を身近につくるための取組を進めてきました。

今後も性別、年齢、障害の有無、国籍等に関わらず、すべての人々が、自らが望むかたち（鑑賞、参加、創造など）で文化芸術に親しむ機会を持ち、楽しむことができるよう取り組みます。

これまでの主な取組
● 市民文化祭や地域学習館まつり、たちかわ演劇祭、立川いったい音楽まつり等、様々な市民参加・企画型イベントを支援しました。 ● 東京 2020 オリンピックパラリンピック競技大会を契機に、文化の面から東京都を盛り上げる取組「Tokyo Tokyo FESTIVAL」との連携事業を開催しました。 ● アール・ブリュット立川実行委員会の活動を支援し、作品展を市内各所で開催しました。令和5（2023）年度にはたましん RISURU ホールにて、作品展「アール・ブリュット立川とともに歩んだアートの軌跡」を、東京都などが主催する「アール・ブリュット 2023 巡回展」と同時開催しました。 ● 地域文化振興財団が、たましん RISURU ホールで芸術性の高い音楽や演劇等を鑑賞する場を提供するとともに、地域学習館など市内各所の公共施設で落語会やコンサートを実施しました。 ● 地域文化振興財団が、ファーレ立川アート鑑賞教室や小中学校訪問事業、キッズワークショップ等を実施し、子どもが主体的に文化芸術にかかわる場・機会を提供しました。 ● 立川市・地域文化振興財団・たちかわ創造舎の三者で立川シアタープロジェクトを結成し、質の高い演劇作品・演劇空間の創造と発信を目指した活動を行ってきました。 ● 地域文化振興財団が、多摩フレッシュ音楽コンサート、たちかわアートギャラリー展などを実施し、アーティストやアーティストを目指す若者が作品等の成果を発表する場・機会を創出してきました。 ● 国立音楽大学との連携事業により、同大学の学生やOBによる各種演奏会や小中学校の音楽鑑賞教室を開催し、学生や若者の文化芸術活動への参加を支援しました。

取組施策1
だれもが身近に文化芸術に触れ、親しむことのできる機会を充実する

具体的な取組

① 地域における文化芸術活動の支援

- ・ 市民文化祭や地域学習館まつりなど、市民の自主的な活動を支援します。

② 文化芸術イベントの開催

- ・ たちかわ演劇祭や立川いったい音楽まつりなど市民共創型イベントを実施します。
- ・ たましん RISURU ホールをはじめ、市内各所にある文化的施設を活用し、市民にとって身近な場所で質の高い文化芸術事業を展開します。

③ 市内公共施設や公共スペースの活用

- ・ たましん RISURU ホール、女性総合センター・アイムホール、子ども未来センター、たちかわ創造舎等、公共施設の文化芸術活動への活用を推進します。

④ 民間施設の文化芸術活動への活用推進

- ・ 民間の新設・既設施設に向けて、文化芸術活動への活用やギャラリー等の整備、アート作品の設置や展示等を働きかけます。

⑤ 子ども対象文化芸術事業の充実

- ・ ファーレ立川アート鑑賞教室や小中学校への訪問事業などの芸術鑑賞事業、キッズワークショップ等の体験型事業等、子どもの感性を育む事業の充実を図ります。

⑥ 学生・若者・障害者等の文化芸術活動への参加促進

- ・ 立川市・地域文化振興財団が展開する事業を通して、各教育機関と連携し、若者の文化芸術活動への参加を促進します。同時に障害の有無、性別、年齢等に関わらず、誰もが文化芸術活動に参加できる機会を創出します。
- ・ 障害のある人たちのアート作品展の開催を支援し、作品の魅力を発信するとともに障害者の社会参加、自立支援を促進します。



▲ファーレ立川アート鑑賞教室



▲アール・ブリュット立川
「ともに歩んだアートの軌跡」展示

取組方針２ はぐくむ、ささえる

文化芸術の持続的な発展のためには、性別、年齢、障害の有無、国籍、地域などに関わらず、それぞれの個性や価値観の違いを互いに認め合い、創造活動の多様な担い手として、その能力を最大限に発揮できる環境の整備、機会の創出が必要です。

本市はこれまで、文化芸術活動を行う人材や、活動を支える人の育成を進めるとともに、その活躍の場を広げていくことにより、文化芸術を地域で支えていく取組を進めてきました。

地域文化振興財団と立川文化芸術のまちづくり協議会は、アーツカウンシルとしての基本的な役割も果たしています。

また、コロナ禍でアーティスト等は活動そのものが制限される等、厳しい状況に置かれるとともに、その経済基盤の脆弱性が明らかになりました。アーティスト等が持続的に活動が続けていくためには、活動の場や機会を提供するだけでなく、経済的な側面での支援も必要です。

今後も誰もが文化芸術活動のつくり手や支え手として活躍する機会を充実させるとともに、アーティスト等が持続的に活動できるしくみづくりに取り組みます。

これまでの主な取組

- アール・ブリュット立川実行委員会の活動を支援し、立川駅東地下道の壁面をアール・ブリュット作家が描く壁画によりアート化する、アートプロジェクトが完成しました。
- 立川文化芸術のまちづくり協議会が「アートサポーター養成講座」を実施し、文化芸術を支えるボランティアを育成し、活躍する機会を提供しました。
- 立川文化芸術のまちづくり事業補助金により、市内で活動する文化芸術団体が実施する事業を支援しました。

取組施策２

アーティストやボランティアなど文化芸術活動のつくり手や支え手を支援し、持続的に活動できるしくみをつくる

具体的な取組

① 文化芸術を支える人材・ボランティアの育成

- 講座等を開催してボランティアを育成するとともに、様々な文化芸術活動やイベント等に支え手としてかかわることのできる場・機会を積極的に提供します。

② アーティスト・文化芸術団体等の支援

- 子ども未来センターやたちかわ創造舎等において活動の場や、立川市、地域文化振興財団の事業を通して発表の機会を提供するとともに、立川文化芸術のまちづくり事業補助金等を活用して、アーティスト等を支援していきます。
- 文化芸術活動に対する理解や共感の輪を広げるとともに、経済的側面での支援のあり方（寄付制度や基金など）について、立川文化芸術のまちづくり協議会等とともに検討します。

③ 文化芸術活動の相談・支援体制の強化

- 地域文化振興財団と連携して、地域での文化芸術活動に関する相談窓口とスタートアップを含めた総合的な支援体制の構築に取り組みます。



▲東地下道アート化作業の様子



▲アートサポーター養成講座



▲立川文化芸術のまちづくり協議会
令和4年度補助事業（一般社団法人 AsoVo）

取組方針3 つたえる、とどける

文化芸術活動や作品を多くの人に伝え、体験し、感じてもらうことで、市民や来訪者に感動や生き生きとした内面的刺激を与えることができるとともに、日々の生きがいや健康づくり、地域づくりなど、様々な効果も期待されます。作品への感動や賞賛は、つくり手であるアーティストを力づけます。

本市には、設置から30周年が経過した世界的にも貴重なパブリックアート群である「ファール立川アート」を中心とした文化資源があります。「まち全体が美術館」構想のもと、「立川アートコレクション」としてホームページで発信するほか、ファール街区を美術館に見立てた「ファール立川アートミュージアム・デー」を多様な主体と協働して開催し、その魅力を伝えてきました。

また、歴史的価値のある文化財や地域で代々受け継がれてきた伝統文化が残されています。これらの大切な文化財や伝統文化を後世に受け継いでいくことも重要ですが、一方では、文化財の劣化や後継者等担い手不足などの課題も抱えています。また、ここ数十年でまちが大きく変化・発展してきた一方で、貴重な歴史的資料が急速に失われつつあります。それらの貴重な資料を収集・保管し、後世にその歴史的意義をつなげていくために、平成27（2015）年度から令和10（2028）年度を計画期間とする「新編 立川市史」の編さんを進め、今日までの立川の歩みを記録に残してきました。

今後も、文化芸術活動の継続的発展やまちの魅力向上を目指し、文化芸術に関する情報の積極的な発信、文化財保存や伝統文化継承支援等に取り組みます。

これまでの主な取組
● 街区のビル所有者や市民団体のファール倶楽部、立川市などで構成するファール立川アート管理委員会が、アート作品の維持、保全を行いました。 ● 立川市、地域文化振興財団、ファール立川アート管理委員会が、ファール立川アートミュージアム・デーを開催し、アートツアーやワークショップを通じて、ファール立川アートの周知、シティプロモーションに取り組みました。 ● ホームページや広報紙、SNS等様々な媒体を通して、立川の文化芸術に関する情報を発信しました。 ● 立川よいと祭りをはじめとした地域の魅力を市内外に伝えるイベントを支援しました。 ● 立川の歴史を次世代へ継承するため、「新編 立川市史」の編さん事業に取り組み、成果物を刊行しました。 ● 文化財登録数の増加や文化財の適正保存に取り組むとともに、歴史民俗資料館等でこれらに触れる機会を設けました。 ● お囃子や獅子舞などの市民団体に対し、伝統文化親子教室事業補助金の申請を支援しました。

取組施策3

地域での文化芸術活動を広く発信し、その魅力を伝える

具体的な取組

① 文化資源を生かしたシティプロモーションの展開

- 世界的に評価されているファール立川アートや映画、まんが・アニメをはじめとするサブカルチャー等、立川ならではの文化資源を積極的に活用し、発信することでまちの魅力を高めるとともに、文化芸術活動の活性化を図ります。

② 効果的な情報発信

- 「GREEN SPRINGS」や「たましん美術館」をはじめとした民間の文化施設と連携し、本計画の基本的な考え方である「ウェルビーイングの向上」や、多摩地域に根差した文化芸術の魅力を伝えるなど、相乗的な情報発信に取り組みます。
- イベント等の対象者に合わせた広報媒体による効果的な情報発信に取り組みます。
- 立川よいと祭りをはじめとする地域の魅力を市内外に伝えるイベントを継続的に支援します。
- アール・ブリュット立川実行委員会や市内で活動しているアーティスト、市民グループなどの情報発信に取り組みます。

取組施策4

地域の文化財・伝統文化を保存し、次世代に伝える

具体的な取組

① 文化財・伝統文化の継承、市史の編さん

- 立川市の歴史的変遷を明らかにし、次世代に伝えていくために「新編 立川市史」の編さんを進めます。
- 学校等との連携により、子どもたちが郷土の伝統を学ぶ機会を確保し、伝統文化の継承を図ります。

② 文化財・市史編さん資料の保存・活用方法の検討

- 文化財の登録・指定、保存のための助成を行うとともに、地域の歴史や伝統文化に触れる機会の充実を図ります。
- 市史編さんに伴い収集した資料や市民から寄贈された資料の整理や保管、活用、公開方法等について、検討を進めます。

取組方針4 つながる、ひろがる

文化芸術にかかわる担い手同士を結び付けることにより、活動の効果はより高まります。

また、文化芸術にかかわる主体として、アーティストだけでなく、市民グループなど様々な市民や企業・大学・団体等が想定され、それらの担い手同士を結び付けることにより、活動の効果がより高まり、文化芸術の輪が広がっていくことが期待されます。団体同士の交流を深める場やネットワークづくり、新たな人が参加しやすいプラットフォームづくりが大切です。

また、美術と音楽、演劇と美術等、文化芸術の中その他分野との連携のほか、観光や福祉、教育等と文化芸術との連携など、様々な連携・交流が新しい展開につながっていきます。

これにはそれぞれをつなげるコーディネーターの役割を果たす存在が重要となります。

文化芸術活動の発展を目指し、様々な連携とネットワーク化等に取り組みます。

これまでの主な取組

- 立川いったい音楽まつりなど市民共創型イベントで、地域文化振興財団が事務局を担い、出演者と地域団体との連携を図りました。
- 市内で文化芸術活動をしている団体が集まり、様々な悩み事や現状について話しあう対話の場として、立川文化芸術のまちづくり協議会が「文化芸術のまちづくりダイアログ」を開催しました。
- 立川文化芸術のまちづくり協議会が、ホームページ「TACHIKAWA BILLBOARD」によりアーティストやイベントの情報発信を行いました。また、市民ライターの活動を支援し、文化芸術に携わる人材の育成を図りました。
- たちかわ創造舎のシェアオフィスに所属するアーティストが、文化芸術を通して地域活動を展開しました。

取組施策5

文化芸術活動にかかわる地域の団体、資源のネットワークを広げ、相互の連携を支援する

具体的な取組

① 多様な主体や他の分野との連携・交流の促進

- ・ 地域文化振興財団を中心に、市や立川文化芸術のまちづくり協議会などが文化芸術をつなぐ役割を担い、多様な主体や他の分野が連携・交流を図ることができる場や機会づくりに取り組みます。

② 文化芸術にかかわる情報のプラットフォームづくり

- ・ 立川文化芸術のまちづくり協議会を継続的に支援するとともに、地域文化振興財団などと連携し、文化芸術にかかわる団体間のネットワーク構築、情報発信に努めます。

③ 文化芸術コーディネーター（仮称）の検討

- ・ 地域とアーティスト、市民や企業・大学・団体等をつなぎ、本市の文化芸術活動をより一層活性化させるとともに、福祉・教育・環境等の異分野と文化芸術をつなぐことで、課題の解決や新たな魅力を生み出すための文化芸術コーディネーター（仮称）のあり方を検討します。



▲立川文化芸術のまちづくりダイアログ



▲立川いったい音楽まつり



▲ホームページ「TACHIKAWA BILLBOARD」

第5章 計画の推進について

第1節 成果指標

計画期間内（令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）において、本計画を着実に推進するため、次のとおり成果指標及び目標値を設定します。

第4次計画においては取組方針ごとに複数の成果指標を設定し、計画全体として14の成果指標を設定しましたが、それらの指標は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による行動制限等により大きな影響を受けることとなりました。

本計画においては、不安定な社会情勢が続く中でも、誰もが身近に文化芸術に触れることができる環境を整備することが、市民のウェルビーイングの向上につながるという考えに基づき、その達成状況を明確に捉えうる2つの成果指標に絞って設定することとしました。

成果指標	基準値 令和5（2023）年度	目標値 令和11（2029）年度
日頃から文化芸術に触れる機会がある市民の割合	50.3%	53.0%
文化芸術活動を行う市民団体との共催数	15事業	18事業

第2節 計画の進捗管理・評価の体制

本市では立川市文化振興推進委員会（以下「推進委員会」という）を設置しています。推進委員会は学識経験者、文化団体関係者、公募市民等の計10人で構成され、計画の推進に関するもののほか、文化芸術の振興にかかる事項について情報交換や協議等を行っています。推進委員会を定期的に開催し、各取組の進捗確認や評価を実施します。

第3節 計画の推進体制

本市では行政のあらゆる分野に文化の視点を取り入れ、文化行政を総合的に推進するため、庁内組織として市長を会長とする立川市文化行政推進会議（以下「推進会議」という）を設置しています。文化芸術の振興に関する施策が効率的・効果的に実施されるよう、推進会議を活用して課題や情報の共有を図るとともに、庁内で連携して取組を進めます。

第4節 計画や取組の周知

計画を含め、本市の文化芸術の振興について、文化芸術活動の担い手である市民等に広く周知を図るため、ホームページや広報紙、SNS等の媒体や各種事業を通じて、情報発信・広報活動を行います。

資料編

用語解説

あ行	
用語	解説
アール・ブリュット	加工されていない「生の芸術」という意味のフランス語で、正規の美術教育を受けていない人が、伝統的な文化や社会の潮流に流されることなく、作者独自の方法と発想により制作した作品のことを指す。本市では、アール・ブリュット立川実行委員会が、障害者の生のままの芸術の作品展として「アール・ブリュット立川展」を平成27(2015)年から毎年開催。

か行	
用語	解説
子ども未来センター	旧庁舎跡に平成24(2012)年にオープンした複合施設。子育て支援、市民活動支援、文化芸術活動支援、にぎわい創出、行政窓口の機能を有する。

さ行	
用語	解説
シティプロモーション	行政と市民が協力し、まちの魅力を高めて内外にアピールすることで企業や住民の誘致を図り、来訪者や市民の交流を増やすことにより、将来にわたるまちの活力の源を得ることにつながる活動。

た行	
用語	解説
立川いったい音楽まつり	市内の広場や店舗を会場として音楽やダンス等の一斉ライブを行うイベント。平成24(2012)年から毎年開催。
たちかわ演劇祭	多摩地域で活動する劇団が集い、平成3(1991)年から「たちかわ演劇祭」を毎年開催。
たちかわ創造舎	インキュベーション・センター、フィルムコミッション、サイクル・ステーション、コミュニティ・デザインの4つの事業を柱として、旧多摩川小学校跡施設を活用した新たな文化を創造・発信する場。

は行	
用語	解説
ファーレ倶楽部	平成9(1997)年に設立したボランティアグループ。ファーレ立川アートの清掃、ガイドツアー活動等を行っている。
ファーレ立川アート	立川駅北口「ファーレ地区」に点在する109点のパブリックアートの総称。北川フラム氏をアートプランナーに迎え、平成6(1994)年に完成。
プラットフォーム	多様な主体同士が集まり、情報や意見を交換して新たな交流が生まれていく場のこと。

ま行	
用語	解説
「まち全体が美術館」構想	本市のまちづくりコンセプトのひとつ。まちとアートの融合を目指し、まち全体を美術館に見立てた感性のあるまちづくりを推進し、まちづくり事業やサイン、公共施設等への文化的要素の導入、民間の創作・展示施設への支援等を進めていくこととするもの。

1 立川市文化振興推進委員会

委員構成

区分		氏名	所属団体等
関係市民団体が推薦する者		宇治 康	公益財団法人 たましん地域文化財団
		小林 優貴	公益財団法人 立川青年会議所
		高木 誠	立川文化芸術のまちづくり協議会 一般社団法人立川観光コンベンション協会
		堀江 けんいち	立川市文化協会
		松寄 ゆかり	アール・ブリュット立川実行委員会
市民		鈴木 美智子	公募市民
		三浦 康浩	公募市民
学識経験を有する者	会長	今井 良朗	武蔵野美術大学
	副会長	瀧川 淳	国立音楽大学
		成清 北斗	大阪成蹊大学

(敬称略 区分ごとに五十音順)

検討経過

	開催日	検討内容
第1回	令和6（2024）年4月25日	・立川市第5次文化振興計画について（諮問） ・立川市第4次文化振興計画 令和5年度の主な状況 ・立川市第4次文化振興計画の進捗状況について ・立川市第5次文化振興計画策定に向けて
第2回	令和6（2024）年7月18日	・立川市第4次文化振興計画の現状と課題について ・到達目標、取組方針について
第3回	令和6（2024）年10月29日	・立川市第5次文化振興計画骨子案について
第4回	令和7（2025）年1月30日	・立川市第5次文化振興計画について（答申）

3 市民参加

(1) 分野別個別計画素案E X P O（市民説明会）

立川市第5次文化振興計画素案について、市民の皆さんに説明をさせていただき、市民意見公募（パブリックコメント）として、ご意見をいただく機会を創出しました。

日時	令和7（2025）年4月5日
場所	立川市役所
対象者	立川市在住、在勤、在学の方等

(2) 市民意見公募（パブリックコメント）

立川市第5次文化振興計画素案に対して、市民意見公募（パブリックコメント）を実施しましたが、ご意見はありませんでした。

公募期間	令和7（2025）年4月1日～4月21日
提出者数・件数	0人・0件
意見を反映した件数	0件

4 庁内体制

(1) 立川市文化行政推進会議

文化とやさしさのあるまちづくりをめざし、行政のあらゆる分野に文化の視点を取り入れ、文化行政を総合的に推進するため、文化振興計画の推進及び策定に関することを処理する。

①組織概要

委員構成	市長、副市長、教育長、部長
期間	令和7（2025）年2月6日

②検討経過

検討内容	
第1回	・立川市第5次文化振興計画について

(2) 立川市文化行政推進会議幹事会

立川市文化行政推進会議にかかる事項について調査研究する。

①組織概要

委員構成	産業文化スポーツ部長、教育部長、関係課長
期間	令和7（2025）年1月17日

②検討経過

検討内容	
第1回	・立川市第5次文化振興計画の策定状況について ・立川市第5次文化振興計画（素案の案）について

5 関係条例（規則・要綱）

立川市文化振興推進委員会条例

平成9年3月26日条例第14号

改正

平成16年12月22日条例第39号

（設置）

第1条 市長の諮問する立川市文化振興計画の推進及び文化振興に係る施策について必要な事項並びに立川市文化芸術のまちづくり条例（平成16年立川市条例第39号）の規定により定められた事項を調査審議し、又はこれらの事項について市長に建議するため、立川市文化振興推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

（委員）

第3条 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委任）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年6月17日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月22日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

立川市文化芸術のまちづくり条例

平成 16 年 12 月 22 日条例第 39 号

改正

平成 23 年 6 月 21 日条例第 7 号

私たちは、文化を人間の創造的な営みとその成果にとらえ、文化の概念を芸術活動はもとより、経済活動を含むあらゆる生活の領域に関わるものとして幅広く考えるとともに、文化が生活に潤いと豊かさをもたらし、地域社会の健全な発展にかけがえのないものであることを認識します。

私たちは、市民ひとりひとりが文化的な環境を享受し、幸福を求める権利を有するとともに、自らが文化の創造と発展の担い手として主体的に行動する役割を有していることを確認します。

ここに、先人たちが遺した立川の文化と風土を継承し、発展させ、交流と連携を基調に文化とやさしさのあるまちづくりを推進することによって、市民生活の向上と文化都市立川の形成を目指すとともに、新たな立川文化の創造を図ることを決意し、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、市民（学校、企業等を含む。以下同じ。）と市の連携・協働による文化芸術に関する活動に必要な基本的事項を定めることにより、文化とやさしさのあるまちづくりの推進を図り、もって新たな立川文化の創造と振興に寄与することを目的とする。

（基本方針）

第 2 条 市民及び市は、文化芸術の振興に当たっては、広く市民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することのできる環境の整備を図り、市民の誰もが主体的に活動できる文化とやさしさのあるまちづくりの推進に努める。

2 市民及び市は、文化芸術の振興に当たっては、子ども、高齢者、障害者等を含むすべての市民の自主性及び創造性を尊重する。

（市民の役割）

第 3 条 市民は、自らが文化芸術の担い手であることを自覚し、その活力と創意を生かし、文化芸術の振興に努める。

（市の役割）

第 4 条 市は、第 2 条の規定に基づき、文化芸術の振興を図るための施策（以下「文化芸術振興施策」という。）を総合的かつ効果的に推進する。

2 前項に規定する文化芸術振興施策には、広く市民の意見を反映させるよう努める。

（文化芸術の振興）

第 5 条 市民及び市は、文化芸術の振興を図るため、次の各号に掲げる事項について必要な方策を立てるよう努める。

- （1）文化芸術についての関心及び理解を深めること。
- （2）文化芸術に親しむ機会の充実に関すること。
- （3）文化芸術に関する活動の支援に関すること。
- （4）文化芸術に関する活動を支える人材の育成に関すること。

- (5) 伝統的文化の継承及び発展に関すること。
- (6) 国内及び国外の文化交流の推進に関すること。
- (7) 文化に関する情報の収集及び発信に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に係る重要な事項に関すること。

(環境の整備)

第6条 市民及び市は、文化の視点に立って周囲の自然環境や地域の歴史的景観と調和のとれた都市景観の形成に努める。

2 市民及び市は、公共施設を文化芸術に関する活動の場として活用するよう努めるとともに、必要な文化施設や環境の整備を図る。

(資金の調達)

第7条 市民及び市は、文化芸術の振興に必要な資金の調達に努める。

2 市は、文化芸術の振興を図るため、立川市地域づくり振興基金条例（平成16年立川市条例第19号）第1条に規定する立川市地域づくり振興基金を有効に活用する。

(関係機関等との関係)

第8条 市は、文化芸術振興施策を推進するに当たっては、立川市文化振興推進委員会条例（平成9年立川市条例第14号）第1条に規定する立川市文化振興推進委員会を活用する。

2 市民及び市は、公益財団法人立川市地域文化振興財団に文化芸術の振興の中心的役割を求める。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(立川市文化振興推進委員会条例の一部改正)

2 立川市文化振興推進委員会条例（平成9年立川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「諮問に応じ、」を「諮問する」に、「を審議」を「並びに立川市文化芸術のまちづくり条例（平成16年立川市条例第39号）の規定により定められた事項を調査審議」に改める。

第2条中「15人」を「10人」に改める。

第3条第2項中「諮問に係る審議が終了したときまでとする」を「2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることが出来る」に改める。

附 則（平成23年6月21日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

立川市第5次文化振興計画

令和7（2025）年7月発行

発行 立川市

〒190-8666

東京都立川市泉町 1156 番地の9

電話 042-523-2111（代表）

FAX 042-525-6581

ホームページ <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>

編集 文化スポーツ部 地域文化課